

内閣官房 地域活性化統合事務局 御中

私は、平成22年7月6日に、第18次構造改革特区提案の募集に応じて大阪府が提案した「小規模金融特区構想」に強く反対いたします。反対の理由は、次のとおりです。

1. 本特区構想は、多重債務者の発生を抑制するという、同年6月18日に完全施行されたばかりの改正貸金業法の趣旨を没却することになること。
2. 短期及び少額貸付についての、上限金利規制の緩和は、貸金業法改正の際に議論が尽くされ、その結果、脱法行為を許すべきではないとして最終的に排斥されたものであること。
3. 貸金業法改正案は、国会で全会一致で可決されている他、改正貸金業法の早期完全施行を求める意見書が、全国35の都道府県及び650の市町村で採択されている。上限金利規制と総量規制は、国民全体の要望であるのに、本特区構想はその国民の要望に反すること。
4. 大阪に本店を置けば、上限金利規制・総量規制を緩和した貸金業の営業を全国的に展開することが可能となり、「各地域の自然的、経済的、社会的諸条件等を活かした地域の活性化を実現するために、妨げとなる規制を取り除くツール」との構造改革特区制度の趣旨に反する。構造改革特区の名の下に全国的に改正貸金業法等を潜脱することになること。
5. 出資法違反にあたる犯罪的金利（年20%を超える金利は5年以下の懲役または金1,000万円以下の罰金）を認めることは、「国民生活の向上と国民経済の発展に寄与する」（特区法1条）との構造改革特区の目的に反するものであること。

職業 ..... 会社員・パート・派遣労働・自営業・主婦・無職・他（.....）

住所 ..... 府・県 ..... 性別 ..... 男・女.....

氏名・名称 .....（団体・個人）.....

取りまとめ団体[大阪いちょうの会]まで、郵送・FAXでお送り下さいますよう、お願いします。

住所 〒530-0047 大阪市北区西天満4-2-7-27

FAX 06-6361-6339

お問い合わせ（電話） 06-6361-0546